

秩父市の障がい者のための施策

健康福祉部社会福祉課 電話 25-5204(直通) 吉田総合支所市民福祉課 電話 72-6082(直通)

大滝総合支所市民福祉課 電話 55-0865(直通) 荒川総合支所市民福祉課 電話 54-2116(直通)

(難病患者は障がい者の概念に含める考え方をしておりませんが、今回は含めて資料にしました)

(1) 障害者手帳

障がい児(者)に対する援護は障害者手帳を受けていることが基本となっています。重い障がいがあっても手帳の交付を受けていない方は援護等が受けられない場合があります。

名 称	内 容	窓 口
身体障害者手帳	体に障がいのある方に交付され、その程度は1級から6級に区分されています。交付の対象となる障がいは視覚(視力の低下・視野が狭い)、聴覚(耳が聞こえない・聞こえづらい)、音声・言語・そしゃく(話すことができない)、肢体不自由(身体の一部が欠けている、または不自由)、内部(心臓・腎臓・呼吸器・直腸・膀胱・小腸・免疫)の障がいに対し、申請に基づいて県知事が交付します。	
療育手帳	18歳以下で発症し、知的な遅れがあってIQが概ね70以下の方に発行される手帳です。あくまでもご本人やご家族の手帳を取得したいという意思に基づいて交付されるものです。㊦、A、B、Cの4等級に別れています。なお、ご本人の社会状況等も手帳の等級に反映されることはありますが、基本的に心理検査(知能検査)の結果によって手帳の等級が決まります。「精神遅滞」を伴わない「広汎性発達障害」、「注意欠陥多動性障害」、「学習障害」などは療育手帳の対象となりません。 18歳未満の方は熊谷児童相談所で18歳以上の方は埼玉県総合リハビリテーションセンターで判定し、県知事が交付します。	社会福祉課 市民福祉課
精神保健福祉手帳	統合失調症、気分障害(そううつ病)、痴呆、アルコール依存症、神経症、心因反応、パニック障害、摂食障害、精神発達障害、てんかん、その他精神疾患により、日常生活または社会生活に制約がある方を対象として申請に基づいて県知事が交付します。	

(2) 障害者自立支援法による福祉サービス

障がい者の自己選択と自己決定を尊重し、自分らしく暮らしていける社会の実現のため、平成18年4月から始まった制度です。利用者負担は原則1割となっておりますが、市民税の課税状況・資産預貯金の状況により異なります。

障害者自立支援サービスをご希望の方は、申請から調査・サービスの支給決定まで市の担当職員が行いますので、社会福祉課・総合支所市民福祉課までご相談ください。

	名 称	内 容	
訪問系サービス	居宅介護(ホームヘルプサービス)	①入浴、排泄、食事等の身体介護 ②調理、洗濯、掃除等の家事援助 ③生活等に関する相談・助言 ④外出時における移動の介護(特定の障がいに限る)を行います。	介護給付
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。	
	児童デイサービス	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	
	短期入所(ショートステイ)	保護者または家族が病気・出産・事故などにより、一時的に障がい児(者)を介護できなくなった場合、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。なお、食費の一部負担があります。	
日中活動系サービス	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います	訓練等給付
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します	
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	
	就労継続支援(A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	
居住系サービス	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活の援助を行います	介護給付
	障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	
	共同生活介護(ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	

日常生活サービス	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します	地域生活支援事業
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です	
	日中一時支援	日中の活動の場を確保し、家族の就労や一時的な休息を支援します	
	運転免許取得費用の補助	障がい者が運転免許を取得する場合、総経費の 2/3 を補助します。 補助の限度額は 12 万円です。	
	自動車改造費用の助成	重度の肢体不自由で、通勤等のために自分で自動車を運転する方に自動車用ハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造するための費用 10 万円まで助成します。	
	日常生活用具の給付	在宅の重度身体障がい児(者)に対し、その障がいや等級、世帯状況等により特殊寝台等の日常生活用具を給付しています。ただし、介護保険の該当の方は、介護保険のサービスが優先となります。	
	相談支援	日常生活や社会生活が安心して営めるよう、相談に応じ、必要な情報の提供、援助等を行います	
	訪問入浴サービス事業	家庭において入浴が困難な重度障害者に対して、家庭に巡回入浴車で訪問し入浴のサービスを行います。	
	コミュニケーション支援	公的機関、医療機関等で意思の伝達ができるよう、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います	
	更生訓練費給付事業	身体障害者更生援護施設に入所又は通所し、更生訓練を受けている方に更生援護施設等に入所している者に更生訓練費の支給を行います。	
	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います	
補装具の交付・修理	身体障がい児(者)の失われた部位や障がいのある部分を補って、日常生活を容易にするため補装具の交付と修理を行っています。ただし、介護保険の該当の方は、介護保険のサービスが優先となります。 なお、この制度を利用する場合、埼玉県総合リハビリテーションセンターの判定が必要となる場合があります。	給付	

(3)医療費の給付

名 称	内 容	対 象 者	窓 口
自立支援医療 制度により負担の 方法が異なります)	更生医療：身体障がい者の更生に必要な医療であって、障がいを軽くしたり、機能を回復することができるような医療を国または都道府県が指定する医療機関で受けられます(心臓手術、血液透析治療、角膜手術、関節形成手術、腎移植手術など)。この制度を利用する場合、埼	18 歳以上の身体障害者 手帳をお持ちの方	社会福祉課 市民福祉課

	玉県総合リハビリテーションセンターの判定が必要です。なお、本人及び家族の所得により医療費の一部負担があります。		
	育成医療:現存する疾患がこれを放置すれば、将来障がいに至ると認められる児童であって、その障がい除去または軽減することにより生活能力が得られるための確実な治療効果が期待できるものであることが必要です。	18歳未満の肢体不自由、視覚、音声、言語、そしゃくの各種機能障がいまたは内部障がいを持つ児童	秩父保健所
	精神通院医療:次に掲げる病気で通院治療が必要な場合、通院にかかる医療費の自己負担を軽減する制度です。精神科デイケア・訪問看護・調剤(院外薬局)などを利用する場合も適応となります。	統合失調症、そううつ病、痴呆、アルコール依存症、神経症、心因反応、パニック障害、人格障害、てんかん、摂食障害、精神運動発達遅滞などの病気のため、医療機関に通院して医療を受けている方	社会福祉課 市民福祉課
重度心身障害者医療費支給制度	病院等で診療を受けた場合、医療保険の適用される医療費のうち、その保険適用後の負担額(医療費の3割等)から高額療養費、付加給付、他法負担分等を控除した残りの額を支給します。	① 身体障害者手帳1・2・3級をお持ちの方 ② 療育手帳㊸・A・Bをお持ちの方 ③ 65歳以上で老人保健法施行令別表各号に掲げる障がいの状態である旨の市長の認定を受けた方	社会福祉課 市民福祉課
重度心身障害者医療費支給制度	①1級、2級、3級の身体障害者手帳をお持ちの方。 ②療育手帳の㊸最重度・A重度・B中度の手帳をお持ちの方。 ③ 65歳以上で老人保健法施行令に掲げる障がいがあると市長の認定を受けた方。	病院等で診療を受けた場合、各種医療保険(国保・社保等)制度による医療費の一部負担金(家族療養附加金は除く)を助成します。	社会福祉課 市民福祉課
特定疾患医療給付制度	保険医療機関で保険診療を受けた際の自己負担分の医療費等を県が公費負担することにより特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者さんの医療費の負担軽減を図ります。	特定疾患の治療を受けている方	秩父保健所

(4)日常生活の改善

名 称	内 容	対 象 者	窓 口
難病患者等日常生活用具給付事業	特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り	難病患者で (1) 在宅で療養が可能な程度に症状が安定していると医師によって判断される方 (2) 介護保険法、老人福祉法及び障害者自立支援法の施策の対象とはならない方	社会福祉課 市民福祉課
補装具及び日常生活用具の交付・修理にかかる自己負担金の補助制度	身体障がい児(者)、難病患者等が、補装具の交付・修理及び日常生活用具の給付を受けた場合に自己負担額が生じたときに秩父市が補助します。 ・補助金額 自己負担額として認定された金額	身体障がい児(者) 難病患者等	社会福祉課 市民福祉課
重度障害者住宅改修費の補助(日常生活用具給付等事業)	重度障がい者の日常生活における利便を図るため、居室、便所、浴室等居宅の一部を障がいに応じ使いやすく改造する場合、1件当たり20万円を限度とし補助します。ただし、新築・増築・改築および介護保険の給付対象となる住宅改修は補助対象となりません。	下肢または体幹の障がい が1・2・3級の身体障害者手帳所持者	社会福祉課 市民福祉課

(5)社会参加

名 称	内 容	対 象 者	窓 口
難病患者通院交通費補助事業	電車、バスを利用した場合は、経済的な経路で通院に要した鉄道賃、路線バス賃の1/2の額。自家用車を利用した場合は、路程に応じ1kmにつき15円の1/2の額を補助します。	特定疾患の治療のため市外の病院等の通院している患者 ※重度心身障害者自動車等燃料費補助事業及び生活サポート事業との併給は受けられません	社会福祉課 市民福祉課
自動車運転免許の無料教習	「身体障害者運転能力開発訓練センター」で所定の教習料金が無料で運転教習を受けられます	18歳以上の身障手帳所持者で自動車運転免許を	身体障害者 運転能力開

	<p>(検定料など約3万5千円自己負担)。 なお、入所日は1, 4, 7, 10 各月の月初めで、訓練期間は3か月です。 宿泊施設(有料)もあります。</p>	<p>取得して就職しようとする、次に当てはまる方 ①公共職業安定所に求職登録してある方 ②運転免許試験場での運動適性審査に合格した方 ③身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた方</p>	<p>発訓練センター東園(あずまえん) 月曜定休 048-481-2711</p>
福祉タクシーの利用料金の助成	<p>重度心身障がい者の社会生活圏の拡大させるため、希望者に福祉タクシー券(年間24枚)を交付します。県内のタクシーを利用した場合にその基本料金を助成します。(一部地域は鬼石タクシーも可)</p>	<p>身体障害者手帳の1・2・3級、療育手帳の㊸最重度・A重度・B中度及び精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている方</p>	
自動車燃料費の補助	<p>使用した燃料1リットルにつき50円を補助し、1か月の補助対象量は乗用車30リットル、バイク10リットルが限度です。 ※福祉タクシーとの併用はできません。</p>	<p>身体障害者手帳の1・2・3級及び精神障害者保健福祉手帳の1級を受けており、自己所有の車を自ら運転される方 または、療育手帳㊸最重度・A重度・B中度の手帳を所持している在宅の知的障がい児(者)と同居し、移動支援を行っている方</p>	<p>社会福祉課 市民福祉課</p>
ハンディキャブ	<p>利用する方の社会参加のために送迎サービスを行います。 ・利用回数 月2回 ・利用料 無料 ただし燃料及び有料駐車場の負担もあります。</p>	<p>秩父市内在住で障がい程度が重く、車椅子等を利用している方</p>	<p>秩父市社会福祉協議会</p>
生活サポート事業	<p>在宅の心身障がい児(者)の地域生活を支援するため、障害児(者)及びその家族の必要に応じて、各種サービスを提供し、住み慣れた地域での生活を支援する事業で障害児(者)の福祉向上、及び介護者の負担軽減を図ることを目的とした事業です。 利用希望のかたは、事前に登録、契約が必要で</p>	<p>療育手帳 身体障害者手帳 精神保健福祉手帳 をお持ちの方</p>	<p>社会福祉課 市民福祉課</p>

	す。 サービス内容は 1. 一時預かり 2. 派遣による介護サービス 3. 移送サービス 4. 外出援助		
駐車禁止適用除外	標章を提示すれば駐車禁止区域内(法定禁止区域内を除く)でも、他の交通の妨げにならなければ駐車できます。	次の身体障がい児(者)で歩行困難な方 ①本人が自動車を運転する場合1級～5級 ②本人が同乗し家族等特定の人に運転してもらう場合1級～3級	秩父警察署 24-0110
視覚障がい者に対する声の広報	秩父市で月1回発行する「市報ちちぶ」をボランティアグループきぶねぎくの会に委託し、カセットテープに録音したものを郵送しています。	視覚障がい児(者)	社会福祉課 市民福祉課
郵送による不在者投票	郵送による不在者投票ができます。 右記障がいのほか上肢または視覚の障がいの程度が1級の方です。 この制度を利用する場合は、事前の手続きが必要です。	両下肢・体幹・移動機能障がいや身体障害者手帳の1級及び2級、腎臓・心臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸で身体障害者手帳1級及び3級の方	秩父市選挙管理委員会 22-8200

(6) その他のサービス

名 称	内 容	対 象 者	窓 口
心身障害者地域デイケア事業	在宅の心身障がい者の社会参加を促進するため、身近な地域で、通所による必要な自立訓練や授産活動の場を提供することにより、社会参加の助長を図ることを目的に補助金を交付します。	療育手帳、身体障害者手帳をお持ちの方	社会福祉課
紙おむつ支給事業	1か月の規定枚数を配布します。	次に該当する市民税非課税世帯に属し、6か月以上ねたきり状態が続く方 ① 身体障害者手帳 1・	高齢者介護課 市民福祉課

		<p>2・3 級及び療育手帳 ㊤・A・B の所持者</p> <p>② 補装具で紙おむつの支給を受けていない方</p>	
車椅子の貸し出し	市内に居住し居宅において生活する方に無料で1か月以内(延長可)。	市内に居住し居宅において生活する方	社会福祉課 秩父市社会福祉協議会
身体障害者住宅貸付資金	<p>身体障がい者の暮らしやすい環境づくりを目指し、住宅を購入・増築・改築または改造する場合に必要な資金をお貸しします。</p> <p>・貸付額 150 万円以内 ・利 息 年 3.0%(据置中は無利子) ・返 済 6 年以内</p>	県内に居住している身体障がい者または身体障がい児(者)を扶養している方で増築等により身体障がい者の生活の改善・向上が期待される方	秩父市社会福祉協議会 22-1514
あんしんサポートネット	<p>一人で生活していくには不安がある方に安心して生活が送れるよう生活支援員が定期的に伺いお手伝いします。</p> <p>① 福祉サービスの利用援助 ② 日常生活上の手続き援助 ③ 日常的金銭管理 ④ 書類等預かりサービス(不動産の権利証・契約書・通帳・実印など)</p> <p><利用料金></p> <p>①②③1回1時間1,200円。以降30分毎に400円が加算されます。</p> <p>④基本料2,000円。利用料500円</p>	高齢者や知的障がい、精神障がい児(者)等	秩父市社会福祉協議会

(7) 手当・年金等

名 称	内 容	対 象 者	窓 口
特別児童扶養手当	<p>精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を家庭において育てている方に支給されます。</p> <p>障がいがある児童とは、精神の場合は1人でまったく日常生活ができないか、著しく制限されるとき(おおむね療育手帳㊿、A、Bの方)。身体障がいの場合は身体障害者手帳1・2級または3級程度のときをいいます。</p> <p>次の場合には手当が受けられません。</p> <p>(a)児童が障がいによる公的年金を受けることができる場合。</p> <p>(b)児童福祉施設等(通園施設は除く)に児童が入所している場合。</p> <p>(c)本人または家族に一定の所得があるときは、その年度は支給停止になります。</p> <p>1級 月額 50,750円、2級 月額 33,800円</p>	<p>精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を家庭において育てている方</p>	<p>社会福祉課 市民福祉課</p>
<p>特別障害者手当等</p> <p>①特別障害者手当 ②障害児福祉手当</p>	<p>在宅での日常生活において、重度の障がいゆえに特に必要とされる介護等の負担を軽減するために創設された手当です。ただし、施設に入所中の方および3か月を超えて病院などに入院している方は除きます(所得制限があります)。</p> <p>手当額は 月額 26,440円</p> <p>在宅の重度障害児の方に対する福祉の措置の一環として実施されている手当です。ただし、障害年金を受給している方、および施設に入所中の方は除きます(所得制限があります)。</p> <p>手当額は 月額 14,380円</p>	<p>20歳以上であって、精神または身体の重度障害により日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方</p> <p>20歳未満であって、身体障害者手帳の1級および2級の一部の方、療育手帳の㊿最重度相当の方並びに精神障害、血液疾患、肝臓疾患等で上記と同程度の障がい有する方</p>	
在宅重度心身障害者手当	<p>重度の障がいがあり特別障害者手当・障害児福祉手当・経過措置福祉手当を受給していない方(所得制限があります)。</p> <p>手当額は 月額 5,000円(9月・3月に支給)</p>	<p>市民税非課税の方</p> <p>① 身体障害者1・2級の方 ② 療育手帳㊿最重度・A重度の方</p>	

在宅重度心身障害者 給付金	<p>重度の障がいがあり特別障害者手当・障害児福祉手当・経過措置福祉手当・在宅重度心身障害者手当を受給していない方(所得制限がありません)。</p> <p>手当額は 月額 2,500 円(9月・3月に支給)</p>	<p>当年度の市民税の課税標準額が 10 万円以下の方</p> <p>① 身体障害者1・2級の方 ② 療育手帳△最重度・A 重度の方</p>	
障害基礎年金	<p>年金額 1 級 年額 990,100 円 2 級 年額 792,100 円</p> <p>障害基礎年金の受給権者がその受給権を得たとき、その人によって生計を維持していた 18 歳未満の子または 20 歳未満で障がいの程度が 1・2 級の子があるときは加算があります。</p> <p>【子の加算額】 第 1 子・第 2 子 (1 人につき)年額 227,900 円 その他の子 (1 人につき)年額 75,900 円</p>	<p>国民年金障害等級表の 1・2 級に該当する 20 歳以上の障がい者で初診日前に保険料を納めた期間が加入期間の 3 分の 2 以上にある方に支給されます。</p> <p>また、20 歳前に障がい者となった方については 20 歳に達したときから支給されます(ただし、20 歳前に障がい者となった方については、一定以上の所得があると支給停止になります)。</p>	<p>保険年金課 22-2211 内線 1134・1135</p> <p>または 社会保険事務所 22-4425</p>
心身障害者扶養共済 制度	<p>加入者が死亡または重度の障がい状態になった場合、障がい者に年金が支給されます。また、障がい者が死亡した場合は弔慰金が支給されます。</p> <p>①掛金は加入者の年齢により月額 3,500 円～13,300 円 ②年金は 1 口月額 20,000 円 ③1 人 2 口まで加入できます。</p>	<p>心身障がい者の保護者で次の要件に該当する方</p> <p>①加入者の年齢は 4 月 1 日で 65 歳未満であること。 ②加入時、埼玉県に住んでいること。 ③加入者は特別の疾病や障がいがなく生命保険の対象となる健康状態であること。</p>	<p>社会福祉課 市民福祉課</p>
難病患者見舞金給付	<p>見舞金として年 3 千円支給する。</p>	<p>埼玉県特定疾患等医療給付事業実施要綱、埼玉県小児慢性特定疾患医療給付事業実施要綱により受給者証が発行されている方</p>	<p>社会福祉課 市民福祉課</p>
在宅酸素療法者酸素濃縮装置利用補助金	<p>酸素濃縮装置の利用に係る電気料の一部を補助します。</p> <p>補助額は 1 月あたり 1,500 円です。</p>	<p>酸素濃縮装置を使用し、在宅酸素療法を行っている方</p>	<p>社会福祉課 市民福祉課</p>

(8)税の控除・減免

名 称	内 容	対 象 者	窓 口
所得税の障害者控除	納税者または控除対象配偶者や扶養親族に心身の障がいがある場合、 所得金額から 40 万円控除。	身体障害者手帳の 1・2 級 療育手帳の㊦最重度・A重 度	秩父税務署 22-4433 または 勤務先の給 与係
	納税者または控除対象配偶者や扶養親族に心身の障がいがある場合、 所得金額から 27 万円控除。	身体障害者手帳の 3～6 級 療育手帳のB中度・C軽度	
市県民税の障害者控除	納税者または控除対象配偶者や扶養親族に心身の障がいがある場合、 所得金額から 30 万円控除。	身体障害者手帳の 1・2 級 療育手帳の㊦最重度・A重 度	課税課 22-2211 内線 1272・
	納税者または控除対象配偶者や扶養親族に心身の障がいがある場合、 所得金額から 26 万円控除。	身体障害者手帳の 3～6 級 療育手帳のB中度・C軽度	1273 または勤務 先の給与係
個人事業税の非課税	あんま・マッサージ・はり・きゅう・その他医療に類する事業を個人で営む場合、事業税が非課税になります。	両眼の視力が 0.06 以下の 視覚障がいがある方	秩父県税事 務所
自動車税・自動車取得税の減免	一定の障がいに該当する方が取得または所有する自動車でもつばら身体障がい者などの通院、通学、通所、通勤のために使用される自動車の取得税及び自動車税が減免されます。	一定の障がいに該当する 範囲の身体障がい者、知的 障がい者およびこれらの方 と生活を共にする家族	23-2110
	減免を申請する自動車の所有者が障がい者本人以外るときが必要です。 生計を一にする方とは、原則として障がい児(者)と同居して生活を共にしている方です。 ただし、別居であっても同一の生計と認められる場合もあります。		社会福祉課 市民福祉課

(9)施設等の利用

名 称	内 容	対 象 者	窓 口
秩父市ふれあいセンター	地域在宅福祉を積極的に推進し、高齢者および障がいのある方々があらゆる人たちと交流しながら、健康・生きがいがづくりと社会参加・社会復帰を果たすための施設です。 詳しくは、施設へお問合せください。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者(おおむね 60 歳以上の方) ・障がい児(者) ・福祉関係および団体 	ふれあい センター 22-9132

<p>羊山センター</p>	<p>市民のみなさまの健康増進と教養の向上を願 い“仲間づくり”の輪を広げ、憩いの場として楽し く過ごしていただくための施設です。 詳しくは、施設へお問合せください。</p>	<p>どなたでも利用できます 65歳以上・障がい児(者) 無 料</p>	<p>羊山センタ ー 23-2325</p>
<p>秩父市営温水プール</p>	<p>市民のみなさんの健康増進、体力向上、生涯ス ポーツの拠点として活用していただける施設で す。年間を通じてご利用いただけます。 詳しくは、施設へお問合せください。</p>	<p>どなたでも利用できます 障がい児(者) 無料</p>	<p>(財)秩父市 地域開発 公社 22-7411</p>
<p>秩父市芸術文化会館</p>	<p>市民の皆さんの芸術文化向上の拠点として活 用していただける施設です。展示室 4 室、会議室 4 室がご利用いただけます。 開館時間 9 時～17 時、月曜日休館 詳しくは、施設へお問合せください。</p>	<p>どなたでも利用できます 障がい児(者) 観覧無料(手 帳を呈示してください)</p>	<p>22-2406</p>

(10)公共料金の割引

名 称	内 容	対 象 者	窓 口
バス運賃の割引	埼玉県内を発着するバスを利用する場合、運賃の5割が割引されます。ただし、バスの定期券は3割引です。	身体障害者手帳・療育手帳を所持している方(第1種身体障害者・療育手帳を所持している知的障がい者は付添者も割引されます)。	各バス会社
JR(鉄道・バス)運賃割引 ※私鉄についても同様の割引を行っております。	手帳の呈示のみで割引が受けられません。 種類:普通乗車券・定期乗車券・回数乗車券・急行券 割引率:5割 取扱区間:全線	身体障がい児(者)・知的障がい児(者) 第1種障害者(介護付)	各鉄道会社
	手帳の呈示のみで割引が受けられません。 種類:普通乗車券 割引率:5割 取扱区間:片道101km以上	身体障がい児(者)・知的障がい児(者) 第1種・2種障害者(単独)	または JR窓口
国内航空運賃の割引	本人単独利用(第2種)及び本人と同乗する同数の介護者(第1種)にも適用されます。 国内航空運賃の25%	満12歳以上の身体障がい児(者)及び知的障がい児(者)	各航空会社
有料道路の割引	登録車両が明記してある身体障害者手帳または療育手帳の呈示で割引が受けられます。 ・割引率 全国すべての有料道路 50%以内 ※ただし、営業車は除く。	身体障がい者のうち自己運転または第1種に該当する重度の身体障がい児(者)及び知的障がい児(者)を乗せて介護者が運転する乗用自動車及び貨物自動車で、自己所有か生計を一にする方(どちらも所有していない場合は、「継続して日常的に介護している方」)が所有する車。	社会福祉課 市民福祉課
NHK受信料の減免	全額免除	①身体障害者手帳をお持ちの方の世帯で福祉事務所長が低所得世帯と認めた場合 ②療育手帳の重度以上の方のいる世帯で市民税非課税の場合	社会福祉課 市民福祉課

NHK受信料の減免	半額免除	①世帯主が視覚障がいまたは聴覚障がいの身体障害者手帳をお持ちの場合 ②世帯主が肢体不自由で1・2級の身体障害者手帳をお持ちの場合	または NHKさい たま支局
NTT番号案内の料金 減免	104番を利用する際、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることにより無料となります。	①視覚障害 1～6級、肢体不自由(上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害) 1・2級の方 ②療育手帳をお持ちの方 ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	NTTふれ あい案内 0120－ 104174
携帯電話割引サービス	携帯電話基本使用料等が割引となります。	障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)を所持する方	携帯電話 各社

(11)相談総合窓口

内 容	名 称	住 所	電話番号	FAX
障がい福祉に関する こと	市役所社会福祉課	秩父市熊木町 8-15	22-2211(内線 1167・1168)	22-7168
	市役所吉田総合支所市民福祉課	秩父市下吉田 6585-2	72-6082	77-1529
	市役所大滝総合支所市民福祉課	秩父市大滝 985	55-0865	55-0172
	市役所荒川総合支所市民福祉課	秩父市荒川上田野 1734-6	54-2116	54-2334
障がいに関する生活 の相談	秩父保健所	秩父市桜木町 8-18	22-6228	22-2798
	秩父市秩父保健センター	秩父市永田町 4-17	22-0648	22-5338
	秩父障がい者総合支援センター「フレンドリー」	秩父市中村町 3-12-23	ふれあいセンター内 22-7785	22-7055
	生活支援センター「アクセス」	秩父市寺尾 1476-1	24-1025	24-1026
障がいをお持ちで 18 歳未満の児童に関する こと	埼玉県熊谷児童相談所	熊谷市箱田 5-12-1	048-523-0967	048-520-1 036
地域での生活に関する こと	民生委員・児童委員	社会福祉課にお問い合わせください		22-7168
	身体障害者相談員	22-2211(内線 1164・1167)		
障がい者の就労に関 すること	秩父公共職業安定所(ハローワーク)	秩父市下影森 1002-1	22-3215	24-6898
	秩父障がい者就労支援センター「キャップ」	秩父市中村町 3-12-23	ふれあいセンター内 22-2870	22-2870